

(2) 予測の方法

① 伐採樹木

現存植生図と事業実施区域、工事施工ヤードを重ね合わせ、改変に伴い消滅する樹林面積を求め、これを伐採面積とし、「伐採面積×単位面積あたりの樹木の体積（材積）」から伐採樹木の発生量を算出し、その措置を検討した。

② コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の発生量を把握し、その措置を検討した。

③ 除去表土

施工計画等から、表土除去量を把握し、その処理及び処分方法を検討した。

上記の措置については、以下のとおりである。

伐採樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理する。伐採樹木の大部分は、事業実施区域内でチップ化処理を行い、現場内で適切に保管し、赤土等流出防止のためのマルチング材等として、極力現場内の有効利用が図られるよう対応する。また、現場内利用がされなかったチップ化処理された一部や伐採樹木については、堆肥化施設又はリサイクルプラントへ搬出するが、当該施設やリサイクルプラントの稼働状況に応じて搬出時期を調整する。

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）」に則り、リサイクルプラントで全量を再資源化する。

除去表土については、リサイクルプラントにて可能な限り有価物として分別した後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理する。

(3) 予測結果

工事の実施に伴う改変により、工事期間中に発生する建設工事に伴う副産物は、表-6.15.2(2)に示すとおり伐採樹木が約21,800m³、国道390号及び農道の付替工事によるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が、各々約1,600m³、約780m³発生することが予測される。その他、根や腐植土が混在した除去表土が約125,000m³が発生する。

伐採樹木は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理すること、事業実施区域内で大部分をチップ化し、赤土等流出防止のためのマルチング材等に利用し、現場内利用がされなかったチップ化処理された一部や伐採樹木については、堆肥化施設、またはリサイクルプラントに時期を調整した上で搬出することから、伐採樹木は適正に処理できるものと判断した。

表-6.15.1(2)に示した事業実施区域に近いコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊のリサイクルプラントの処理能力は、約80～320t/日であり、工事期間中に発生するコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の建設工事に伴う副産物は適